

資料 2

農林漁業保険審査会関係法令集

平成十五年七月

農林水産省經營局保険課

目 次

- 一 農業災害補償法第一百四十四条
- 二 農林漁業保險審查會令
- 三 農林漁業保險審查會運營規程

(參考) 農林漁業保險審查會令參照條文

◎ 農業災害補償法

〔昭和二十二年十二月十五日法律第百八十五号〕
最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

〔農林漁業保険審査会〕

第一百四十四条 農林水産省に農林漁業保険審査会を置く。

② 農林漁業保険審査会は、第一百四十一条第一項（第一百四十二条において準用する場合を含む。）、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二十二条第一項、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十八条の二十二第一項及び漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第一百四十七条の十三第二項の規定によりその権限に属させた事項を処理する。

③ 前二項に規定するもののほか、農林漁業保険審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

◎ 農林漁業保険審査会令

〔昭和五十三年五月二十三日政令第百八十七号〕

改正 昭和五十三年七月 五日政令第二百八十二号
同 同 五十六年九月 十一日同 第二百七十六号
同 同 五十九年六月二十日同 第二百七号
平成 六十三年四月十二日同 第一百二十三号
平成 十二年六月七日同 第三百十号

農林漁業保険審査会令

内閣は、農林省設置法（昭和二十四年法律第二百五十三号）（現行ニ農林水産省設置法（昭和五十三年七月法律第八十七号））第三十四条第二項（昭和五十八年十二月法律第七十八号により削除、現行ニ農業災害補償法第二百四十四条第三項）の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 農林漁業保険審査会（以下「審査会」という。）は、委員二十人で組織する。

2 委員は、学識経験のある者の中から、農林水産大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、これに欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 農林水産大臣は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、任期中でも、これを解任することができる。

一 故意に職務を怠つた場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 刑事事件に関し起訴された場合

6 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第四条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第二項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、農林水産省経営局保険課において林野庁森林整備部森林保全課及び水産庁漁政部漁業保険課の協力を得て処理する。

(雑則)

第六条 この政令に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 農業共済再保険審査会令（昭和二十四年政令第三十五号）、森林保険審査会令（昭和二十四年政令第四十九号）及び漁業共済保険審査会令（昭和四十二年政令第三百三十七

号）は、廃止する。

3 漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

4 農林省組織令（昭和二十七年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則 〔昭和五十三年七月五日政令第二百八十二号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 〔昭和五十六年九月十一日政令第二百七十六号抄〕

（施行期日）

第一条 この政令は、漁船損害補償法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十六年十月一日）から施行する。

附 則 「昭和五十九年六月二十一日政令第二百七号」

この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 「昭和六十三年四月十二日政令第二百二十三号抄」

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 「平成十二年六月七日政令第三百十号抄」

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

第二条 この政令の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかわらず、その

日に満了する。

一 獣医事審議会

二 果樹農業振興審議会

三 林政審議会

四 農林漁業保険審査会

○ 農林漁業保険審査会運営規程

（総則）

第一条 農林漁業保険審査会（以下「審査会」という。）の運営は、農林漁業保険審査会令に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 審査会の会議は、会長が招集する。

（議長）

第三条 会長は、審査会の会議の議長となり、議事を運営する。

（会議の非公開）

第四条 審査会の会議は、非公開とする。

(部会)

第五条 審査会に、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保
険部会を置く。

- 2 会長は、審査の申立があつた場合は、審査に係る事案を部会に付託するものとする。
3 会長は、前項の規定により部会に事案を付託するときは、次表下欄に掲げる事項につ
いては、それぞれ上欄の部会に付託するものとする。

部会	事項
森林保険部会	森林保険に関する事項についてなされた申立についての審査に 関すること。
農業共済再保険部会	農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての 審査に關すること。
漁船再保険部会	漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査

に関すること。

漁業共済保険部会

漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関すること。

(部会の招集)

第六条 部会の会議は、会長が招集する。

2 部会の会議については、第三条及び第四条の規定を準用する。この場合において、第三条中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

3 部会長は、当該部会の議事が終了したときは、その議事の経過及び結果について審査会に報告しなければならない。

(審査の決定)

第七条 審査会は、審査をしたときは、次の事項を記載した決定書を申立者に交付し、又は農林水産大臣に提出するものとする。

一 申立者の氏名及び住所（申立者が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者　の氏名）

二 審査の目的たる保険又は再保険の表示

三 会議の日時及び出席委員の氏名

四 事実及び争点の要旨

五 審査決定の趣旨

六 審査決定の理由

七 審査決定の年月日

2 審査決定の原本は、会長の指名した委員が作成し、会長及び会長の指名した出席委員二名が署名押印するものとする。

（議事録）

第八条 審査会及び部会の会議においては、議事録を作成するものとする。

2 次表の上欄に掲げる会議の議事録は、それぞれ下欄の課において整理し、保存するものとする。

総会	経営局保険課
森林保険部会	林野庁森林整備部森林保全課
農業共済再保険部会	経営局保険課
漁船再保険部会	水産庁漁政部漁業保険課
漁業共済保険部会	水産庁漁政部漁業保険課

3 議事録については、公開とする。ただし、次の各号に係る会議の議事録については、この限りではない。

- 一 森林保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議
- 二 農業共済再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議
- 三 漁船再保険に関する事項についてなされた申立についての審査に関する会議

四 漁業共済保険事業に関する政府の処分についてなされた申立についての審査に関する会議

(補則)

第九条 この規程に定めるもののほか、審査会の議事運営に必要な事項は、会長が定める。

(参考) 農林漁業保険審査会令参照条文

◎ 農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）（抄）

〔政府に対する訴の提起〕

第一百四十一条 農業共済組合連合会が再保険に関する事項について政府に対して訴えを提起するには、農林漁業保険審査会の審査を経なければならない。

② (略)

〔都道府県農業共済保険審査会〕

第一百四十三条の二 都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置く。

② 都道府県農業共済保険審査会は、第一百三十一条第一項の規定によりその権限に属させた事項を処理するほか、都道府県知事の諮詢に応じて次の事項を調査審議する。

一 農業災害の発生、予防及び防止に関する事項

二 共済掛金、共済金額、保険料及び保険金額（政府と特定組合との間に存する保険関

係に係るものを除く。) の適正化に関する事項

三 その他この法律の運用に関する重要な事項

- ③ 前二項に規定するもののほか、都道府県農業共済保険審査会に関する必要な事項は、政令で定める。

◎ 森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）（抄）

「農林漁業保険審査会」

第二十二条 保険契約者被保険者又ハ保険金ニ付権利ヲ有スル者ガ森林保険ニ関スル事項

ニ付政府ニ対シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ農林漁業保険審査会ノ審査ヲ経ルコトヲ要ス

- ② (略)

◎ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）

（政府を相手方とする訴えの提起）

第一百三十八条の二十二 組合又は中央会が、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴えを提起するには、農林漁業保険審査会の審査を経なければならない。

2 (略)

◎ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）（抄）

（審査の申立て）

第一百四十七条の十三 連合会は、漁業共済保険事業に関する政府の処分につき不服があるときは、農林水産大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立てがあつたときは、農林水産大臣は、農林漁業保険審査

会の審査を経て裁決する。

3
(略)